

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
要求水準書（案）の令和6年10月修正版と令和6年11月修正版の新旧対照表

資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	新（令和6年11月修正版）	旧（令和6年10月修正版）																																																								
要求水準書（案）							表紙	令和6年11月修正版	令和6年10月修正版																																																								
要求水準書（案）	4	1	1.2	(7)	①		事業期間	更新後の真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日とし、令和15年3月末日に運転を開始するものとする。なお、市は、運転開始から真野浄水場更新改良業務完了までの間、真野浄水場（更新改良部分）を部分使用するものとする。	真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。																																																								
要求水準書（案）	4	1	1.2	(7)	①		事業期間	<table><tr><th>スケジュール（予定）</th><th>内 容</th></tr><tr><td>令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月</td><td>事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転調整完了、習熟運転開始 真野浄水場（更新）の引渡し運用開始 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了</td></tr></table>	スケジュール（予定）	内 容	令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月	事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転調整完了、習熟運転開始 真野浄水場（更新）の引渡し運用開始 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了	<table><tr><th>スケジュール（予定）</th><th>内 容</th></tr><tr><td>令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月</td><td>事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転完了 真野浄水場（更新）の引渡し 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了</td></tr></table>	スケジュール（予定）	内 容	令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月	事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転完了 真野浄水場（更新）の引渡し 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了																																																
スケジュール（予定）	内 容																																																																
令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月	事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転調整完了、習熟運転開始 真野浄水場（更新）の引渡し運用開始 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了																																																																
スケジュール（予定）	内 容																																																																
令和7年12月 令和8年4月 令和14年12月 令和15年3月 令和15年4月以降 令和18年3月	事業契約の締結 本事業開始（運転維持管理業務の開始） 真野浄水場（更新）の試運転完了 真野浄水場（更新）の引渡し 真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施 事業契約の終了																																																																
要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	本事業の設計及び建設工事請負契約は、総価契約単価合意方式とする。 なお、単価合意は、設計及び建設工事請負契約書（案）に定める「総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」に基づき行う。	本事業の設計及び建設工事請負契約書は、総価契約単価合意方式とする。 なお、単価合意の方法は、設計及び建設工事請負契約書（案）に定める「総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」に基づき行う。																																																								
要求水準書（案）	14	1	1.3	(11)	①		法令等	下記を追記。 ・建設工事に係る再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号） ・建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）	－																																																								
要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)			設計業務	なお、令和7年度に行う水利使用許可申請等については、本市で行う。本事業期間における申請の時期は、令和14年度（八屋戸浄水場の浄水処理機能の廃止）、令和17年度（10年に一度の通常申請）を予定している。事業者は、河川管理者との事前協議及び申請に必要なとなる図面等の各種資料の提供について協力すること。	なお、令和7年度に行う水利使用許可申請等については、本市で行うが、図面等、申請に必要な資料は提供し、協力すること。本事業期間における申請の時期は令和14年度（八屋戸浄水場の浄水処理機能の廃止）、令和17年度（10年に一度の通常申請）を予定している。																																																								
要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②		表－12 各施設の要求水準（共通） 土木構造物 ケ	なお新たに築造する池状構造物は、構造物周りの土砂を埋戻す前に水張り試験を行うこと。	なお新たに築造する池状構造物は、構造物周りの土砂を埋戻前に水張り試験を行うこと。																																																								
要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)			工事業務	本事業は既存施設及び設備が稼働している中での工事となり、また切替を伴う施設及び設備があるため、これらには十分注意し、安全第一で取り組むこと。	また本事業は既存施設及び設備が稼働している中での工事となり、また切替を伴う施設及び設備があるため、これらには十分注意し、安全第一で取り組むこと。																																																								
要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	統括工事責任者は、各業務を円滑に遂行できる場合において、設計業務の管理技術者並びに工事業務の現場代理人及び監理技術者との兼務を認める。	統括工事責任者は、各業務を円滑に遂行できる場合において、設計業務の管理技術者及び工事業務の現場代理人との兼務を認める。																																																								
要求水準書（案）	26	2	2.2	(3)	④		試運転業務	なお水利使用許可申請の結果、最大取水量が48,000m3/日でない場合は本市が指定する48,000m3/日以下の水量にて、取水から送水までを連動させ、制御する必要がある。	なお水使用許可申請の結果、最大取水量が48,000m3/日でない場合は本市が指定する48,000m3/日以下の水量にて、取水から送水までを連動させ、制御する必要がある。																																																								
要求水準書（案）	28	2	2.2	(4)	①		工事監理支援業務	事業者は、施設が設計図書に適合するよう更新改良施設の品質の向上に努め、本市が行う工事監理業務に必要な書類等の提出を行うとともに、事前説明、事後報告及び工事現場での施工状況の説明を行うこととする。	事業者は、施設が設計図書に適合するよう更新改良施設の品質の向上に努め、本市が行う工事監理支援業務に必要な書類等の提出を行うとともに、事前説明、事後報告及び工事現場での施工状況の説明を行うこととする。																																																								
要求水準書（案）	30	2	2.2	(4)	③		提案書類 表－13 提出書類（更新改良業務）	<table><tr><td>工事監理支援業務</td><td>工事監理支援業務計画書</td><td>○</td><td>－</td><td>工事業務開始14日前まで</td></tr></table>	工事監理支援業務	工事監理支援業務計画書	○	－	工事業務開始14日前まで	<table><tr><td>工事監理支援業務</td><td>工事監理業務計画書</td><td>○</td><td>－</td><td>工事業務開始14日前まで</td></tr></table>	工事監理支援業務	工事監理業務計画書	○	－	工事業務開始14日前まで																																														
工事監理支援業務	工事監理支援業務計画書	○	－	工事業務開始14日前まで																																																													
工事監理支援業務	工事監理業務計画書	○	－	工事業務開始14日前まで																																																													
要求水準書（案）	31	2	2.2	(4)	③		提案書類 表－13 提出書類（更新改良業務）	<table><tr><th>区分</th><th>提出書類*1</th><th colspan="2">本市</th><th>提出時期*2</th></tr><tr><th></th><th></th><th>承諾</th><th>確認</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>工事監理支援業務書類（単価合意単価表、部分払い及び精算設計書等）</td><td>○</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>その他工事監理支援業務で必要な書類</td><td>○</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">セルフモニタリング</td><td>モニタリング計画書</td><td>○</td><td>－</td><td>事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。</td></tr><tr><td>モニタリング報告書</td><td></td><td>○</td><td>モニタリング会議時</td></tr></table> 注）*1 本表に示す書類の他、更新改良業務を進めるうえで他の書類が必要になった場合、協議のうえ、当該書類を作成する。 *2 提出図書は各々の工事の進捗に合わせ、提出時期に示す期限内に提出すること。	区分	提出書類*1	本市		提出時期*2			承諾	確認			工事監理支援業務書類（単価合意単価表、部分払い及び精算設計書等）	○	－		その他工事監理支援業務で必要な書類	○	－		セルフモニタリング	モニタリング計画書	○	－	事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。	モニタリング報告書		○	モニタリング会議時	<table><tr><th>区分</th><th>提出書類*1</th><th colspan="2">本市</th><th>提出時期*2</th></tr><tr><th></th><th></th><th>承諾</th><th>確認</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>工事監理業務書類（単価合意、部分払い及び精算設計書等）</td><td>○</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>その他工事監理業務で必要書類</td><td>○</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">セルフモニタリング</td><td>モニタリング計画書</td><td>○</td><td>－</td><td>事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。</td></tr><tr><td>モニタリング報告書</td><td></td><td>○</td><td>モニタリング会議時</td></tr></table> 注）*1 本表に示す書類の他、更新改良業務を進めるうえで他の書類が必要になった場合、協議のうえ、当該書類を作成する。 *2 提出図書は各々の工事の進捗に合わせ、提出時期に示す期限内に提出すること。	区分	提出書類*1	本市		提出時期*2			承諾	確認			工事監理業務書類（単価合意、部分払い及び精算設計書等）	○	－		その他工事監理業務で必要書類	○	－		セルフモニタリング	モニタリング計画書	○	－	事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。	モニタリング報告書		○	モニタリング会議時
区分	提出書類*1	本市		提出時期*2																																																													
		承諾	確認																																																														
	工事監理支援業務書類（単価合意単価表、部分払い及び精算設計書等）	○	－																																																														
	その他工事監理支援業務で必要な書類	○	－																																																														
セルフモニタリング	モニタリング計画書	○	－	事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。																																																													
	モニタリング報告書		○	モニタリング会議時																																																													
区分	提出書類*1	本市		提出時期*2																																																													
		承諾	確認																																																														
	工事監理業務書類（単価合意、部分払い及び精算設計書等）	○	－																																																														
	その他工事監理業務で必要書類	○	－																																																														
セルフモニタリング	モニタリング計画書	○	－	事前調査・設計業務は各々開始の14日前まで。 工事業務は開始の30日前まで。																																																													
	モニタリング報告書		○	モニタリング会議時																																																													
要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			要求水準 表－16 真野浄水場更新改良業務の要求水準 浄水処理施設全体 イ	なおボトルネックとは、一部の施設及び設備を更新もしくは修繕等によって機能停止した場合に、機能停止した施設及び設備以外を最大限活用したとしても浄水能力を満足した水運用（浄水処理及び排水処理）ができなくなる箇所を意味する。	なおボトルネックとは、一部の施設及び設備を更新もしくは修繕等によって機能停止した場合に、機能停止した施設及び設備以外を最大限活用したとしても浄水能力を満足した水運用（浄水処理及び排水処理）ができなくなる箇所を意味しています。																																																								
要求水準書（案）	44	2	2.3	(3)			要求水準 表－16 真野浄水場更新改良業務の要求水準 撤去対象施設 ア	撤去対象施設（着水井、粉末活性炭接触池、急速攪拌池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、連絡管廊、場内配管、防災倉庫、給水車車庫及び倉庫）について、「2.2(2)② 施設の要求水準（共通）」（P19）に基づき、計画的かつ適切に撤去すること。	撤去対象施設（着水井、粉末活性炭接触池、急速攪拌池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、連絡管廊、場内配管、電動弁室、防災倉庫、給水車車庫及び倉庫）について、「2.2(2)② 施設の要求水準（共通）」（P19）に基づき、計画的かつ適切に撤去すること。																																																								